15. 全ての当事者、加盟国並びに国際、地域及び小地域機関に対し、専門家パネルとの協力を確保するよう要請するとともに、さらに、全ての関係する加盟国に対し、専門家パネルのメンバーの安全並びに特に専門家パネルがその任務を遂行するために必要な人員、文書及び場所への妨げられないアクセスを確保するよう要請する。

ＭＩＮＵＳＭＡの役割

16. ＭＩＮＵＳＭＡと専門家パネルとの間の時宜を得た情報交換を奨励するとともに、ＭＩＮＵＳＭＡに対し、その任務及び能力の範囲内で、委員会及び専門家パネルを支援することを要請する。

報告及び見直し

17. 全ての国、特に当該地域の国に対し、この決議に含まれる措置を積極的に履行すること、及び、上記1及び4の規定により課される措置を履行するために当該国がとった行動について委員会に定期的に報告することを要請する。

18. 委員会に対し、少なくとも年に1回、その議長を通じて理事会に対し、委員会の活動全体の状況に関して口頭で報告すること（適当な場合にはマリ担当国連事務総長特別代表がマリにおける事態について報告するのと同時に報告することを含む。）を要請するとともに、議長に対し、関心を有する全ての加盟国のために定期的に説明を行うことを奨励する。

19. 児童と武装紛争担当国連事務総長特別代表及び紛争下の性的暴力担当特別代表に対し、決議第千九百六十号（二千十年）7の規定及び決議第千九百九十八号（二千十一年）9の規定に従い、関連する情報を委員会に共有するよう要請する。

20. マリにおける事態を絶えず検討すること、また、この決議に含まれる措置の適切性を見直す（マリの安定化において達成された進展及びこの決議の遵守に照らし、必要に応じいつでも、追加的措置及び措置の修正、停止又は解除を通じた強化を含む。）用意があることを確認する。

21. この問題に引き続き積極的に関与することを決定する。

○海上保安庁告示第二十一号

海上保安庁法施行令（昭和二十三年政令第九十六号）第二条の規定に基づき、海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年二月二十三日

海上保安庁長官　中島　敏

第一条　海上保安庁の船舶の番号及び標識（昭和二十四年海上保安庁告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表（第一条関係） （略） 巡視艇 番号　船　名 （略） CL 11　ひめぎく （略）	別表（第一条関係） （略） 巡視艇 番号　船　名 （略） CL 11　ひめぎく CL 12　あさかぜ （略）

第二条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表（第一条関係） （略） 巡視艇 番号　船　名 （略） PC 60　みのお （略）	別表（第一条関係） （略） 巡視艇 番号　船　名 （略） PC 60　みのお PC 84　おきなみ （略）

第三条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表（第一条関係） （略） 巡視艇 番号　船　名 （略） CL 171　ちよかぜ CL 172　あさかぜ （略）	別表（第一条関係） （略） 巡視艇 番号　船　名 （略） CL 171　ちよかぜ （略）

第四条　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表（第一条関係） （略） 巡視艇 番号　船　名 （略） CL 11　ひめぎく （略）	別表（第一条関係） （略） 巡視艇 番号　船　名 （略） CL 11　ひめぎく CL 13　はぜくら （略）